

地方公共団体のBCPの実効性に関する調査  
—非常用発電設備の整備等を中心として—

結果報告書（事例集）

令和4年3月

北海道管区行政評価局

# 事 例 目 次

※ 事例は対応する結果報告書の項細目に沿って整理している。

## 1 非常用発電設備等の整備状況等関係

### (2) 平成 30 年北海道胆振東部地震発生時に非常用発電設備を整備していなかった地方公共団体における停電対応

事例 1-(2)-①～③	1
事例 1-(2)-④～⑥	2
事例 1-(2)-⑦～⑨	3
事例 1-(2)-⑩～⑫	4
事例 1-(2)-⑬～⑮	5

### (3) 非常用発電設備による電力で行う業務と当該業務に電力を確実に供給するための対策

事例 1-(3)-①～③	6
事例 1-(3)-④、⑤	7
事例 1-(3)-⑥	8
事例 1-(3)-⑦、⑧	9
事例 1-(3)-⑨～⑪	10

### (4) 非常用発電設備に用いている燃料等の種類

事例 1-(4)-①、②	11
事例 1-(4)-③～⑤	12
事例 1-(4)-⑥、⑦	13

### (5) 非常用発電設備の稼働可能時間

事例 1-(5)-①～③	14
事例 1-(5)-④～⑥	15
事例 1-(5)-⑦、⑧	16

### (8) BCP における非常用発電設備や燃料の備蓄に関する規定

事例 1-(8)-①～③	17
--------------	----

## 2 非常用発電設備等の点検、操作訓練等の実施状況関係

### (2) 非常用発電設備の備蓄燃料のメンテナンスの実施状況

事例 2-(2)-①～③	18
事例 2-(2)-④、⑤	19
事例 2-(2)-⑥～⑧	20
事例 2-(2)-⑨～⑪	21
事例 2-(2)-⑫、⑬	22

(4) 非常用発電設備の操作に関する訓練の実施状況

事例 2-(4)-①～③	23
事例 2-(4)-④～⑥	24
事例 2-(4)-⑦、⑧	25
事例 2-(4)-⑨	26
事例 2-(4)-⑩	27
事例 2-(4)-⑪	28

3 災害時における非常用発電設備の燃料の優先供給に係る協定の締結状況等関係

(1) 燃料の優先供給に係る協定の締結状況

事例 3-(1)-①、②	29
事例 3-(1)-③、④	30
事例 3-(1)-⑤～⑦	31
事例 3-(1)-⑧～⑩	32
事例 3-(1)-⑪～⑬	33
事例 3-(1)-⑭、⑮	34
事例 3-(1)-⑯	35

(2) 協定の実効性

事例 3-(2)-①～③	36
事例 3-(2)-④～⑥	37
事例 3-(2)-⑦	38

(3) 災害発生時の協定の円滑な運用のための取組

事例 3-(3)-①～③	39
事例 3-(3)-④～⑥	40
事例 3-(3)-⑦～⑨	41
事例 3-(3)-⑩～⑫	42
事例 3-(3)-⑬、⑭	43
事例 3-(3)-⑮～⑰	44
事例 3-(3)-⑱～⑳	45
事例 3-(3)-㉑～㉓	46

事例 1-(2)-①

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際に可搬型発電機で対応したものの必要な電力を確保できなかったもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体は、災害対策本部を設置する庁舎には非常用発電設備を整備しておらず、平成 30 年北海道胆振東部地震発生時には可搬型発電機を使用して災害対策本部に係る業務を行ったが、使用できるパソコンやプリンターに限りがあり、住民への情報伝達を優先的に行った結果、それ以外の業務は手書きで処理しなければならず特に被害の取りまとめに時間を要した。</p> <p>また、各種窓口業務については、可搬型発電機の発電機容量の関係からシステムサーバに電力を供給することができず使用できなかったことにより、申請の受付のみを行って電力復旧後に証明書等を郵送するなどの対応を行った。</p> <p>なお、本地方公共団体では令和 6 年に新庁舎を建設する予定であり、その際には非常用発電設備及び燃料貯蔵設備を整備し、非常用発電設備の稼働可能時間を 72 時間以上とする予定である。</p>

事例 1-(2)-②

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際に可搬型発電機で対応したものの必要な電力を確保できなかったもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、非常用発電設備を整備しておらず、平成 30 年北海道胆振東部地震において庁舎が約 10 時間停電したときには、災害対応を行うために可搬型発電機を 3 台使用したものの、情報収集用のテレビ 1 台、一部のパソコン、災害対策本部を設置している部屋の投光器の電力しかまかなえず、複合プリンターなど消費電力の大きな機器を使えず、災害対応に支障を来した。</p> <p>なお、本地方公共団体では、災害対応として庁舎を新たに建設するか既存庁舎の耐震化を行うかについて検討しているところであり、いずれかを実施するときに非常用発電設備及び燃料貯蔵設備を整備する予定とし、それまでの対応として、今後の災害対応のために可搬型発電機を増設するとともに複合プリンターより消費電力が小さい家庭用プリンターを購入している。</p>

事例 1-(2)-③

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際に可搬型発電機で対応したものの必要な電力を確保できなかったもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、平成 30 年北海道胆振東部地震による停電が発生したときには、非常用発電設備を整備しておらず、常備していた可搬型発電機やレンタルした可搬型発電機を使用して災害対策本部の業務などを行ったが、電力量が限られていたため、一部の電話やパソコンしか使用できず、サーバに電力を供給できずにシステム等も稼働不可となったため役場機能が著しく低下した。</p> <p>なお、その後、電気の非常切替盤を増設し、停電時に発電機を接続することで電話主装置やサーバ等に通電させ、電話全台とシステム端末数台の利用を可能としている。</p>

事例 1-(2)-④

件名	平成 30 年北海道胆振東部地震の際に可搬型発電機で対応したものの必要な電力を確保できなかったもの
概要	<p>本地方公共団体では非常用発電設備を整備しておらず、平成 30 年北海道胆振東部地震において庁舎が約 1 日間停電したときには、災害対応を行うために可搬型発電機を使用したものの、十分な電力を確保できずサーバがダウンしているためインターネットを利用できず、メールによるやり取りができないなど一部の業務に支障が生じた。</p> <p>なお、本地方公共団体では、同地震における経験を踏まえ、非常用発電設備の整備について検討したものの、非常用発電設備の維持管理費用の確保が困難であること、設置場所がないこと、担当職員が少なく業務が負担になることなどから、整備が困難となっている。</p>

事例 1-(2)-⑤

件名	平成 30 年北海道胆振東部地震の際に可搬型発電機で対応したものの必要な電力を確保できなかったもの
概要	<p>本地方公共団体では非常用発電設備を整備しておらず、平成 30 年北海道胆振東部地震において庁舎が約 1 日間停電したときには、災害対応を行うために可搬型発電機を使用し、テレビなどは利用できたが、庁舎の電話や業務用のシステムなどが使用できなかった。</p> <p>なお、本地方公共団体では、令和 6 年に新庁舎を建設し、非常用発電設備等を整備予定である。</p>

事例 1-(2)-⑥

件名	平成 30 年北海道胆振東部地震の際に可搬型発電機で対応したものの必要な電力を確保できず、非常用発電設備を整備したもの
概要	<p>本地方公共団体では、平成 30 年北海道胆振東部地震の発生時に庁舎が停電したときには、非常用発電設備を整備しておらず可搬型発電機 10 台を用いて対応したが、可搬型発電機の発電機容量が比較的小さかったこともあり、パソコンはほぼ使用できず、災害対応業務は一部の電話を使用した情報収集・連絡や住民に対する周知に限定され、また通常業務も行うことができなかった。</p> <p>このため、令和 2 年に非常用発電設備を整備し、庁舎建設時に設置したボイラー用の地下タンクを非常用発電設備用の燃料タンクとしても使用できるよう改修して非常用発電設備の稼働可能時間を 72 時間以上としている。</p>

事例 1-(2)-⑦

件名	平成 30 年北海道胆振東部地震の際に可搬型発電機で対応したものの必要な電力を確保できず、非常用発電設備を整備したもの
概要	<p>本地方公共団体では、平成 30 年北海道胆振東部地震で停電が発生した際、非常用発電設備を整備しておらず常備していた可搬型発電機を使用したものの、電力量が限られていたため電話や情報収集のためのテレビしか使用できず、サーバ室に電力を供給できなかったため、住民に対する情報発信などができなかった。</p> <p>このため、非常用発電設備の整備を検討し、翌年度にサーバ室にも電力を供給できる非常用発電設備を整備している。</p>

事例 1-(2)-⑧

件名	平成 30 年北海道胆振東部地震の際に可搬型発電機で対応したものの必要な電力を確保できず、非常用発電設備を整備したもの
概要	<p>本地方公共団体は、平成 30 年北海道胆振東部地震発生時には庁舎に非常用発電設備を整備しておらず、可搬型発電機を用いて対応したが、必要最小限の業務しか行えなかったことから、令和 3 年に新庁舎を建設した際に、非常用発電設備及び燃料貯蔵設備を整備し、非常用発電設備の稼働可能時間を 72 時間以上としている。</p>

事例 1-(2)-⑨

件名	平成 30 年北海道胆振東部地震の際に可搬型発電機で対応したものの必要な電力を確保できず、非常用発電設備を整備したもの
概要	<p>本地方公共団体では、平成 30 年北海道胆振東部地震による停電が発生したときには、非常用発電設備を整備していなかったため常備していた可搬型発電機を使用して災害対応を行ったが、電力が限られていたために住民向けの携帯電話の充電場所を確保できず、またサーバがダウンし戸籍関係業務等を行えなかった。</p> <p>このため、本地方公共団体では、同地震発生時の経験を踏まえて非常用発電設備の整備について検討し、令和元年に非常用発電設備及び燃料貯蔵設備を整備している。</p>

事例 1-(2)-⑩

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際に可搬型発電機で対応したものの必要な電力を確保できず、非常用発電設備を整備したもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、平成 30 年北海道胆振東部地震の発生時には非常用発電設備を整備していなかったため、庁舎に常備していた可搬型発電機 5 台と建設会社からレンタルした可搬型発電機を用いて災害対策本部を設置する部署の業務を行えるようにしたほか、外部との連絡をとるための機器、情報収集のためのテレビなどを使用できるようにしたが、その他インターネットを用いた通常業務などを行えず、役所の機能が停止した。</p> <p>このため、本地方公共団体は、同地震での経験を一つの契機として非常用発電設備を整備し、既設の暖房用の燃料タンクを非常用発電設備用としても使用できるようにし、稼働可能時間を 72 時間以上としている。また可搬型の発電機を追加で購入している。</p>

事例 1-(2)-⑪

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際に可搬型発電機で対応したものの必要な電力を確保できず、非常用発電設備を整備したもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、平成 30 年北海道胆振東部地震の発生時には非常用発電設備を整備していなかったため、庁舎に常備していた可搬型発電機を用いて必要最小限の業務を行ったがそれ以外の通常業務等はほぼ行えなかった。</p> <p>このため、本地方公共団体は、同地震での経験を一つの契機として、翌年に非常用発電設備及び燃料貯蔵設備を整備し、稼働可能時間を 72 時間以上としている。</p>

事例 1-(2)-⑫

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際に可搬型発電機で対応したものの必要な電力を確保できず、非常用発電設備を整備したもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、平成 30 年北海道胆振東部地震の発生時に庁舎が停電したときには、非常用発電設備を整備しておらず、可搬型発電機を用いて災害対策本部の業務や住民の携帯電話の充電などの業務を行ったが、それ以外の主な業務を行えなかった。</p> <p>同地震において必要な電力を確保できなかったこと、防災基本計画等において 72 時間以上の発電を可能とする燃料の備蓄が求められていること、緊急防災・減災事業債の制度が終了すると伝えられていたことなどから、令和 3 年に非常用発電設備を整備するとともに既設のボイラー用の地下タンクを非常用発電設備の燃料用のタンクとしても使用できるように改修し、非常用発電設備の稼働可能時間を 72 時間以上としている。</p>

事例 1-(2)-⑬

件名	平成 30 年北海道胆振東部地震を契機に可搬型発電機を追加購入しているもの
概要	本地方公共団体では、平成 30 年北海道胆振東部地震による停電が発生したときには非常用発電設備を整備しておらず、小型の可搬型発電機を使用して災害対応を行っている。業務上特段の支障はなかったものの、同地震の発生後、大型の可搬型発電機 3 台、中型の可搬型発電機 3 台の計 6 台を購入し、庁舎や避難所の電力のほか、川の氾濫時に排水ポンプを動かすための電力を確保できるようにして、非常時に備えている。

事例 1-(2)-⑭

件名	平成 30 年北海道胆振東部地震を契機に可搬型発電機を追加購入しているもの
概要	本地方公共団体では、平成 30 年北海道胆振東部地震による停電が発生したときには非常用発電設備を整備しておらず、可搬型発電機 2 台を使用して主に窓口業務を中心に必要最小限の業務を行っている。業務上特段の支障はなかったものの、サーバを稼働させて対応できる業務の範囲を拡大するため、同地震の発生後、可搬型発電機 3 台を購入している。

事例 1-(2)-⑮

件名	平成 30 年北海道胆振東部地震を契機に可搬型発電機を追加購入しているもの
概要	本地方公共団体では、平成 30 年北海道胆振東部地震による停電が発生したときには非常用発電設備を整備しておらず、常備していた小型の可搬型発電機を使用して災害対応を行っている。 業務上特段の支障はなかったものの、同地震では通常業務の一部しかできなかった経験を踏まえ、令和元年及び 2 年に大型の可搬型発電機を 1 台ずつ購入し、停電時には通常時使用している全てのコンセントのほか、照明や暖房を使用できるようにし、全ての通常業務を行えるようにしている。



事例 1-(3)-①

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際に非常用発電設備により確保した電力が災害対応に必要な電話やサーバに供給されず、可搬型発電機を使用することになったもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、庁舎の建設に合わせて平成 14 年に非常用発電設備及び燃料貯蔵設備を整備している。</p> <p>平成 30 年北海道胆振東部地震において停電が発生し非常用発電設備が稼働した際、電力の供給先が防災担当部署周辺のコンセントに限定されており、災害対応に必要な電話やサーバには電力が供給されないことが判明し、急きょ常備又はレンタルした可搬型発電機数台を使用して必要な業務を行った。</p> <p>このため、本地方公共団体は、令和 2 年度に別の発電設備の整備工事に合わせて電気系統の工事を行い、非常用発電設備により確保した電力を全てのコンセントや照明に供給するものとしている。</p>

事例 1-(3)-②

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際、非常用発電設備により確保した電力の供給先が非常灯に限定されていたため、サーバやパソコン等の電子機器を使用できず災害対応を十分に行えなかったもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、庁舎の建設に合わせて昭和 60 年に非常用発電設備及び燃料貯蔵設備を整備している。</p> <p>平成 30 年北海道胆振東部地震では停電が 2 日半ほど続き、その際に非常用発電設備が自動起動により稼働したものの電力の供給先が非常灯に限られていたため、サーバやパソコン等の電子機器を使用できず、災害対応業務も含めてほぼ全ての業務を行うことができなかった。</p> <p>このため、その後に改修工事を行い、住民票の発行等窓口業務を行うことができるように一部のサーバに電力を供給できるよう変更している。</p>

事例 1-(3)-③

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際、非常用発電設備により確保した電力が照明、電話交換機、テレビのブースターに供給されないことが判明し、可搬型発電機数十台を使用することになったもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、平成 27 年に非常用発電設備及び燃料貯蔵設備を整備している。</p> <p>平成 30 年北海道胆振東部地震において停電が発生し自動起動により非常用発電設備が稼働した際、照明、電話交換機、テレビの視聴のために使用しているブースター（増幅器）に電力が供給されないうつくりになっていることが判明し、急きょ可搬型の発電機数十台を使用して必要な電力を確保した。</p> <p>このため、翌年に工事を行い必要な機器等に通电するつくりになっている。工事後電力会社から供給される電力を遮断し、非常用発電設備を稼働して必要な機器等に電力が供給されることを確認している。</p>

事例 1-(3)-④

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際に電力がテレビのブースターに供給されずブースターを利用したテレビの視聴ができなかったもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、平成 29 年に庁舎の建設に合わせて非常用発電設備及び燃料貯蔵設備を整備している。</p> <p>非常用発電設備により確保した電力は、主に災害対策本部の業務などを行うために使用するコンセントや照明等に供給することとしている。</p> <p>平成 30 年北海道胆振東部地震において停電が発生し自動起動により非常用発電設備が稼働した際、災害関連情報の収集のために災害対策本部のテレビを使おうとしたところ、通常時はブースター（増幅器）を使用して視聴しているが、非常用発電設備により確保した電力がテレビのブースターには供給されなかつくりになっていることが判明し、インターネットを使用してテレビを視聴することになった。</p> <p>その後、配線に係る工事を行い、非常用発電設備により確保した電力をブースターにも供給できるようにしている。</p>

事例 1-(3)-⑤

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際に非常用発電設備により確保した電力が災害対策本部の業務など必要な業務を行うためのコンセント等に供給されなかったもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、平成 30 年北海道胆振東部地震で停電したとき、当時整備していた非常用発電設備は問題なく稼働したものの、災害対策本部の業務など必要な業務を行うためのコンセント等に電力が供給されるようになっておらず、蓄電池の使用など別の方法を用いて業務を行った。</p> <p>その後、同地震の経験を契機として翌年に新たに非常用発電設備及び燃料貯蔵設備を整備し、災害対策本部を設置する部署の業務のほか、各部署のパソコンに使用するコンセントなどに電力を供給する設計としている。</p>

事例 1-(3)-⑥

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際、非常用発電設備の稼働時に電圧の違いにより業務に使う機器と地下室の雨水排水ポンプを同時に使用できない状態になっていたもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、平成 21 年に庁舎に非常用発電設備を整備している。</p> <p>非常用発電設備により確保した電力は、通常業務で利用している全てのコンセントや照明に供給するつくりになっているほか、地下室に設置された雨水排水ポンプにも電力を供給するつくりとなっている。</p> <p>通常業務で使用するパソコン、通信機器、コピー機などは電圧 100V で作動するが、地下室の雨水排水ポンプは電圧 200V で作動するようになっている。</p> <p>日頃、電力会社から供給されている電力では、電圧 100V、200V のいずれかを選べるようになっており、同時に使用可能となっている。</p> <p>それまで非常用発電設備の試運転を行ったことはあったが、運転時に雨水排水ポンプの動作を確認したことはなく、担当者は、非常用発電設備の稼働時にパソコン等と雨水排水ポンプは同時に使用できるものと考えていた。</p> <p>しかし、平成 30 年北海道胆振東部地震において停電が発生した際、非常用発電設備の電源に切り替えたところ、電圧 100V、200V のどちらか一方の電圧でしか電力を供給できないことが判明し、業務に必要な機器等を使用して対応している間は雨水排水ポンプを使用できない状態となっていた。</p> <p>同地震の際の停電時には雨が降っていなかったため、雨水排水ポンプを使用することはなかったが、今後同じように停電したときに、パソコン等と雨水排水ポンプを同時に使用できるように、令和元年に雨水排水ポンプの配電盤を増設する工事を行い、常備した可搬型発電機を用いて雨水排水ポンプを使用できる仕組みにしている。</p>

事例 1-(3)-⑦

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際、非常用発電設備の設置場所に至るシャッターの停電時における開け方や手動切替の手順が分からず、電力の供給に時間を要した結果、サーバがダウンしてしまったもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、本庁舎とつながっている別の建物に災害対策本部を設置することとしており、平成 8 年に災害対策本部や災害時に緊急性の高い業務を行うため、その建物に非常用発電設備及び燃料貯蔵設備を整備している。</p> <p>この非常用発電設備自体は、停電時に自動稼働し、電話交換室や通信指令システムなどの優先順位の高いエリアには自動で電力を供給し、一般執務室などの優先順位の低いエリアは手動操作に切り替えて電力を供給する仕組みとなっている。</p> <p>平成 30 年北海道胆振東部地震では、本庁舎とつながっている建物において 14 時間ほど停電したが、非常用発電設備を手動操作に切り替える際に、非常用発電設備の設置場所に至るシャッターの停電時における開け方や手動切替の手順が分からず、電力の供給に時間を要した結果、UPS（無停電電源装置）が切れてしまい、サーバがダウンしてしまった。</p> <p>このため、非常用発電設備機の電源の切替に関するマニュアルを平成 30 年に作成し、執務室内に設置して職員に周知している。</p> <p>当該マニュアルでは、非常用発電設備の系統図（非常用発電設備が自動で起動した場合に電力が供給される場所、手動で切り替えないと電力が供給されない場所などを示した図）及び手動操作への切替の手順等を掲載している。</p>

事例 1-(3)-⑧

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際、非常用発電設備で確保した電力を流す配線が複雑になっていたため、必要な機器を使用できるようになるまで時間を要したもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、防災無線の整備に合わせて、令和 3 年に非常用発電設備を整備しているが、それ以前は非常用発電設備を整備しておらず、可搬型発電機で対応していた。</p> <p>本地方公共団体では、平成 30 年北海道胆振東部地震で停電した際に、可搬型発電機で確保した電力で必要な機器を使おうとしたところ、必要な通信関連の機器やパソコンの配線が複雑であったため、それらの機器を使えるようにするためのプラグ等の特定に時間を要した。</p> <p>このため、必要機器に電力を供給するための方法をマニュアル化し、写真を付けて、電力の供給方法を分かりやすくしている。</p>

事例 1-(3)-⑨

件名	平成 30 年北海道胆振東部地震の際に非常用発電設備により確保した電力の供給先を把握していなかったため、供給先のコンセント等を特定するのに時間を要したもの
概要	<p>本地方公共団体では、平成 11 年に庁舎の建替えに合わせて非常用発電設備及び燃料貯蔵設備を整備している。</p> <p>当該非常用発電設備により確保した電力は、災害対策本部が設置される総務担当部署、建設関係部署、住民対応を行う部署等の業務に使用するコンセントや照明に供給するつくりになっていたが、担当者間で引継ぎをしておらず、また、電力が供給されるコンセントの特定や色分けを行っていなかったため、平成 30 年北海道胆振東部地震で停電したときには、電力が供給されるコンセント等の特定に時間を要した。</p>

事例 1-(3)-⑩

件名	非常用発電設備により確保した電力の供給先を正確に把握していなかったため、職員用の災害対応初動マニュアルに電力の供給先を明示することにしたもの
概要	<p>本地方公共団体では、庁舎の建設に合わせて、平成 10 年に非常用発電設備及び燃料貯蔵設備を整備している。</p> <p>非常用発電設備の担当部署は、平成 30 年北海道胆振東部地震の発生前は、非常用発電設備により確保した電力の供給先は総務担当部署周辺のコンセントと認識していたが、同地震による停電が発生したときに電力が供給されている場所を調べたところ、総務担当部署を含め、執務室内の窓側のコンセントが全て使えることが分かったため、今後停電が発生したときに円滑に対応できるよう、職員向けに作成している災害対応初動マニュアルに、電力の供給先が「窓側のコンセント」であることを明示している。</p>

事例 1-(3)-⑪

件名	非常用発電設備により確保した電力の供給先である非常用コンセント等の位置図を業務継続計画の資料としているもの
概要	<p>本地方公共団体では、平成 3 年に非常用発電設備を整備し、令和 3 年に非常用発電設備の発電機容量を増やすための改修を行っている。</p> <p>非常用発電設備により確保した電力を業務継続計画に定めた各課の災害対応業務や優先的通常業務に使えるように非常用コンセント等を配置し、非常用コンセント等の位置図を業務継続計画の資料としている。</p>

事例 1-(4)-①

<p>件 名</p>	<p>LP ガスを燃料とする非常用発電設備を整備し、稼働可能時間を 72 時間以上としているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体は、近隣に軽油等の供給事業者が少ないため災害時でも入手しやすい LP ガスを使用することで燃料不足に陥らないようにすること、軽油等と比較すると劣化しにくいいため燃料の入替えに係る費用が不要となること、炊き出しを行うときの燃料としても使用できるなど汎用性があることから、庁舎の耐震改修に合わせて平成 27 年に LP ガスを燃料とする非常用発電設備を整備するとともに、非常用発電設備の稼働可能時間が 72 時間以上となる量のガスボンベを備蓄している。</p> <p>平成 30 年北海道胆振東部地震の発生により停電したときには、本地方公共団体の庁舎は約 40 時間停電したが、当該非常用発電設備の稼働により確保した電力を使用し各部署で必要な業務を行っている。</p>

事例 1-(4)-②

<p>件 名</p>	<p>太陽光発電設備を整備し、非常用発電設備の稼働可能時間を 72 時間以上としているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体は、平成 26 年に庁舎に太陽光発電設備及び蓄電池を整備し、常用電源及び非常用電源として利用している。</p> <p>停電時には、太陽光発電設備及び蓄電池により確保した電力を用いて災害対策本部の業務などを行うこととしている。</p> <p>太陽光を利用しているため発電量は日によって変動するが、昨年 1 年間の発電量を基に計算すると、非常時に電力を確保できる時間は 72 時間以上となっている。</p> <p>平成 30 年北海道胆振東部地震の発生により停電したときには、本地方公共団体の庁舎は約 46 時間停電したが、発電により確保した電力を災害対策本部の業務を行うためのパソコン、テレビ、プリンター等に使用している。</p>

事例 1-(4)-③

<p>件 名</p>	<p>LP ガスを燃料とする非常用発電設備及び太陽光発電設備を整備し、非常用発電設備の稼働可能時間を 72 時間以上としているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、災害時の電力の安定供給や、二酸化炭素の排出量の抑制などが課題となっていたことから、平成 27 年に環境省の補助制度を利用して LP ガスを燃料とする非常用発電設備、太陽光発電設備、蓄電池等を庁舎に整備している。</p> <p>停電時には、LP ガスを燃料とする非常用発電設備及び太陽光発電設備により確保した電力、太陽光発電設備による電力を蓄電池に蓄電した電力により災害対応を行うこととしており、太陽光発電による発電量は天候によって変動するため、LP ガスを燃料とする非常用発電設備のみの稼働であっても 72 時間以上稼働可能となる量のガスボンベを備蓄している。</p> <p>なお、本地方公共団体では、LP ガスの流通量が多く調達しやすいこと、LP ガスは劣化しにくいこと、軽油等の燃料と比較すると設備のメンテナンスが容易であることなどが LP ガスを利用することのメリットであるとしている。</p>

事例 1-(4)-④

<p>件 名</p>	<p>軽油を燃料とする非常用発電設備及び太陽光発電設備を整備し、非常用発電設備の稼働可能時間を 72 時間以上としているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、庁舎建設時に軽油を燃料とする非常用発電設備を整備し、また、SDGs の理念に基づき令和 2 年に環境省の補助制度を利用して太陽光発電設備及び蓄電池を整備している。</p> <p>太陽光発電については、ソーラーパネル及び蓄電池により電力を確保し常用電源として利用しているほか、非常時においても通常時に使用している全てのコンセントや照明が使用可能となっている。</p> <p>また、停電時に太陽光発電により十分な電力を確保できないときは、庁舎建設時に整備した非常用発電設備の稼働に切り替わるようになっており、当該非常用発電設備の稼働可能時間が 72 時間以上となる量の軽油を備蓄している。</p>

事例 1-(4)-⑤

<p>件 名</p>	<p>A 重油を燃料とする非常用発電設備及び太陽光発電設備を整備し、非常用発電設備の稼働可能時間を 72 時間以上としているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体は、昭和 63 年に A 重油を燃料とする非常用発電設備及び燃料貯蔵設備を整備し、平成 10 年に A 重油を燃料とする非常用発電設備及び燃料貯蔵設備を増設し、さらに令和 3 年に太陽光発電設備及び蓄電池を整備し、太陽光発電設備により確保した電力は、常用電源及び非常用電源として利用している。</p> <p>備蓄している A 重油を全て使った場合の非常用発電設備の稼働可能時間は 72 時間以上となっている。</p>

事例 1-(4)-⑥

<p>件 名</p>	<p>ガソリン等を使用する発電機と比べてオイル交換等が不要であるなどメンテナンスが容易であることから LP ガスを燃料とする可搬型発電機を常備しているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、庁舎に非常用発電設備を整備しておらず、停電時には可搬型の発電機を用いて必要な災害対応を行うこととしており、ガソリン等を使用する発電機と比べて燃料の保管方法やメンテナンスが容易であることから LP ガスを燃料とする可搬型発電機を常備している。</p>

事例 1-(4)-⑦

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震による停電を契機に、災害時における発電能力を拡充するため、LP ガスを燃料とする可搬型発電機を整備しているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、庁舎に非常用発電設備及び燃料貯蔵設備を整備していたが、平成 30 年北海道胆振東部地震により停電が起きたことを契機に、災害時における発電能力を拡充するため、炊き出しにも利用できるなど汎用性が高く、危険物取扱者の設置等の義務がない LP ガスを燃料とする可搬型発電機 4 台を整備購入している。なお、ほかに家庭用リチウムイオン蓄電池 2 台を合わせて整備している。</p>



事例 1-(5)-①

件名	非常用発電設備の稼働可能時間が 72 時間未満となっており、平成 30 年北海道胆振東部地震では燃料不足となりそうになったもの
概要	<p>本地方公共団体では、平成 8 年に非常用発電設備及び燃料タンクを整備し、非常用発電設備の稼働可能時間は約 2 日間となっている。</p> <p>平成 30 年北海道胆振東部地震では約 1 日半停電が続き、燃料の優先供給に係る協定に基づく燃料の供給も受けられなかったことから、燃料不足となりそうになった。</p>

事例 1-(5)-②

件名	非常用発電設備の稼働可能時間の積算根拠を引き継いでいないため、非常用発電設備の稼働可能時間を把握していないもの
概要	<p>本地方公共団体は、昭和 52 年に非常用発電設備、昭和 53 年に燃料貯蔵設備を整備している。</p> <p>本地方公共団体では、担当者は前任者から燃料貯蔵設備の最大量まで燃料を満たした場合には非常用発電設備の稼働可能時間が 72 時間以上となると引き継いでいるものの、積算根拠となる 1 時間当たりの燃料の消費量などを引き継いでいないため、燃料を最大量まで満たしていない場合の非常用発電設備の稼働可能時間は不明となっている。なお、当該燃料貯蔵設備はボイラー用の燃料貯蔵設備を兼ねているため、最大量に満たないことが多い。</p>

事例 1-(5)-③

件名	非常用発電設備の稼働可能時間の積算根拠について、関係資料がなく引き継いでもいないため稼働可能時間を把握していないもの
概要	<p>本地方公共団体は、庁舎の建設に合わせて平成 4 年に非常用発電設備及び燃料貯蔵設備を整備している。</p> <p>本地方公共団体では、非常用発電設備の稼働時間の積算根拠に関する関係資料がないこと、前任者から稼働可能時間については引継ぎを受けていないことから、令和 3 年 8 月 1 日現在で備蓄している燃料を全て使用した場合の非常用発電設備の稼働可能時間を把握していない。</p>

事例 1-(5)-④

件名	燃料の備蓄量が多いことから非常用発電設備の稼働可能時間は 72 時間以上と認識しているものの、積算根拠はなく非常用発電設備の稼働可能時間を把握していないもの
概要	<p>本地方公共団体は、庁舎の建設に合わせて平成 18 年に非常用発電設備及び燃料貯蔵設備を整備している。</p> <p>本地方公共団体では、燃料の備蓄量が多く非常用発電設備の稼働時間は 72 時間以上であると認識しているものの、稼働可能時間の積算根拠はなく、令和 3 年 8 月 1 日現在で備蓄している燃料を全て使用した場合の稼働可能時間は把握していない。</p> <p>なお、平成 30 年北海道胆振東部地震において停電が発生したときには、1 日半ほど停電したが、非常用発電設備の燃料は不足していない。</p>

事例 1-(5)-⑤

件名	燃料の備蓄量を正確に把握していないことから、非常用発電設備の稼働可能時間を把握していないもの
概要	<p>本地方公共団体は、平成 11 年に庁舎の建設に合わせて非常用発電設備を整備し、平成 27 年に防災用備蓄庫の建設と合わせて燃料庫を整備している。</p> <p>燃料庫には、非常用発電設備の燃料である軽油を最大で 1,000ℓ備蓄することが可能であり、そのうち 951ℓ以上備蓄していれば非常用発電設備を 72 時間以上稼働できるようになっている。</p> <p>しかし、本地方公共団体では、燃料の劣化対策のため、備蓄している軽油を公用車等の燃料として随時使用しており、燃料の備蓄量を正確に把握していないため、備蓄している燃料を全て使った場合の非常用発電設備の稼働時間を把握していない。</p> <p>本地方公共団体では、燃料が不足した場合は、燃料の優先供給協定を締結している燃料供給事業者等から燃料の供給を受けるとしている。</p>

事例 1-(5)-⑥

件名	平成 30 年北海道胆振東部地震を契機に燃料貯蔵設備を整備し、非常用発電設備の稼働可能時間を 72 時間以上としているもの
概要	<p>本地方公共団体では、庁舎の建替えに合わせて非常用発電設備の整備を進め、平成 30 年北海道胆振東部地震による停電が発生したときには、既に非常用発電設備がある程度整備されていて使用できる状態だったため、非常用発電設備を使用し業務を行っている。</p> <p>同地震による停電時には燃料貯蔵設備を整備しておらず、停電時に燃料がなくなり役場が機能なくなることが懸念されたことから、翌年に新たに燃料貯蔵設備を整備し、非常用発電設備の稼働可能時間を 72 時間以上としている。</p>

事例 1-(5)-⑦

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震を契機に燃料貯蔵設備を整備し、非常用発電設備の稼働可能時間を 72 時間以上としているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、平成元年に庁舎の建設に合わせて非常用発電設備を整備しており、平成 30 年北海道胆振東部地震の際は非常用発電設備の稼働により災害対応を行った。</p> <p>同地震が発生した際に燃料がなくなることが懸念されたことや防災基本計画等において 72 時間以上の発電が可能となる措置を求められていることなどにより、令和 2 年に非常用発電設備の稼働可能時間が 72 時間以上となる燃料貯蔵設備を整備している。</p>

事例 1-(5)-⑧

<p>件 名</p>	<p>地方公共団体が設置している給油所で燃料を確保できることから、可搬型発電機の稼働可能時間が 72 時間以上となっているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、庁舎が浸水想定区域内にあり、近くの川が氾濫した場合は庁舎 1 階が水没し 2 階まで浸水するおそれがあると想定されていることから、庁舎が浸水した場合は災害対策本部を代替庁舎に移し、庁舎にある可搬型発電機を代替庁舎に移動させて災害対策本部の業務を行うこととしている。このため、本地方公共団体は庁舎に非常用発電設備を整備していない。</p> <p>庁舎には可搬型発電機のために備蓄した燃料のほか、停電時には本地方公共団体が設置している給油所において燃料を確実に確保できるため、可搬型発電機の稼働可能時間が 72 時間以上となっている。</p>

事例 1-(8)-①

<p>件名</p>	<p>業務継続計画に非常用発電設備により確保した電力を確実に供給するために必要な平時から行っておくべき事項などを整理しているもの</p>
<p>概要</p>	<p>本地方公共団体では、平成 25 年に非常用発電設備及び燃料貯蔵設備を整備し、平成 28 年に業務継続計画を策定している。同計画では、東日本大震災等の経験を踏まえて、本庁舎その他主要施設において非常用発電設備の燃料不足等に伴う停電の可能性があること、コンセントを特定していない場合は電力供給に時間を要する可能性があることなど電力供給に係る課題について整理している。さらに、非常用発電設備により確保した電力を確実に供給するため、平常時からの稼働点検、十分な燃料の確保、自動起動に失敗した場合の手動による起動方法の確認等が必要であること、また、電力供給範囲の確認や電力が供給されるコンセントを識別できるような工夫が必要であることなどを明記している。</p>

事例 1-(8)-②

<p>件名</p>	<p>業務継続計画に非常用発電設備により電力が供給されるまでの時間や電力の供給先である非常用コンセントの写真を掲載し停電時に円滑に対応できるようにしているもの</p>
<p>概要</p>	<p>本地方公共団体では、平成 27 年、30 年にそれぞれ 1 台の非常用発電設備を整備している。</p> <p>本地方公共団体が平成 30 年に策定した業務継続計画においては、非常用発電設備の写真とともに電力会社からの電力の供給が停止してから非常用発電設備が作動するまでの時間及び電力が供給されるまでの時間を明記している。</p> <p>また、非常用コンセントの画像とともに電力の供給先が非常用コンセント等であることを明記して停電時に円滑に対応できるようにしている。</p>

事例 1-(8)-③

<p>件名</p>	<p>業務継続計画に非常用発電設備及び可搬型発電機の写真、メーカー、型式等の参考情報を記載することで停電時に円滑に対応できるようにしているもの</p>
<p>概要</p>	<p>本地方公共団体は、庁舎の建設に合わせて、平成 30 年に非常用発電設備及び燃料貯蔵設備を整備している。</p> <p>本地方公共団体が令和 2 年に策定した業務継続計画においては、担当職員以外も非常用発電設備及び可搬型発電機に関する情報を把握できるように、庁舎に整備している非常用発電設備及び可搬型発電機のほか、代替庁舎に整備した非常用発電設備及び可搬型発電機、備蓄倉庫に格納している可搬型発電機について、写真を掲載するとともに、メーカー、型式、定格電力、定格電圧など停電時に職員が使用する際の参考となる情報を記載している</p>

事例 2-(2)-①

<p>件名</p>	<p>備蓄燃料のメンテナンスを実施しておらず、災害時に燃料の経年劣化が判明し、燃料を充てんとすると非常用発電設備の故障につながるおそれがあるため充てんできなかつたもの</p>
<p>概要</p>	<p>本地方公共団体は、平成 14 年の本庁舎への非常用発電設備の設置に併せて燃料貯蔵設備を設置し、軽油 490ℓを充てんした。しかし、その後一度も燃料の品質確認や充てん・交換を実施せず、平成 30 年北海道胆振東部地震時に初めて非常用発電設備を長時間稼働させ、燃料の充てんが必要となった際に燃料の経年劣化によりタンク底部に燃料の沈殿が発生していることが燃料供給業者により判明した。そのため、燃料の充てんを行うと底部に溜まった沈殿がタンク内部全体に舞い上がり、非常用発電設備の故障につながるおそれがあり、燃料を充てんすることができなかつた。停電は備蓄燃料を全て使い切る前に復旧したため、燃料の充てんの必要はなかつたが、この経験から業者と燃料の交換の実施について現在調整を行っている。</p>

事例 2-(2)-②

<p>件名</p>	<p>冬季に備蓄燃料が凍結したため非常用発電設備が始動しなかつた経験から、定期的に備蓄燃料の充てん・交換を実施しているもの</p>
<p>概要</p>	<p>本地方公共団体は、平成 21 年に庁舎に非常用発電設備を整備し、内蔵タンクに軽油を備蓄しているが、定期的実施している非常用発電設備の動作確認を冬季に実施した際、夏季用の軽油を給油していたため、燃料ホース内で軽油が凍結し非常用発電設備が始動しなかつた。この経験から、現在では毎年 10～11 月に低温でも凍結しない性質の冬季用の軽油を給油している。交換する燃料は本地方公共団体が所有する除雪車の燃料として活用しているため、交換する燃料を廃棄せず、燃料の交換にかかる費用を廃棄の場合の 10 分の 1 程度に削減している。</p> <p>本地方公共団体は、低温でも凍結しない冬季用の軽油を定期的に交換し、古くなつた燃料を公用車へ再利用することで燃料の廃棄費用を発生させることなく北海道の厳寒期に対応した燃料の劣化対策を講じている。</p>

事例 2-(2)-③

<p>件名</p>	<p>非常用発電設備の定期点検において問題なく設備が稼働していることを確認しているため、備蓄燃料の充てん・交換の必要性はないと判断しているもの</p>
<p>概要</p>	<p>庁舎に整備した非常用発電設備用の燃料貯蔵設備や内蔵タンク内の備蓄燃料について、経年劣化する可能性があるという認識はあるものの、定期的実施している非常用発電設備の点検において問題なく設備が稼働していることを確認しているため、燃料の定期的な交換の必要性はないと判断しており、交換実績及び交換予定はない。</p>

事例 2-(2)-④

<p>件 名</p>	<p>2 台の非常用発電設備を整備しており、一方の非常用発電設備用の備蓄燃料については定期的な充てん・交換を実施しているが、もう一方の備蓄燃料についてはメンテナンスを実施していないもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体の本庁舎には、令和 3 年の新庁舎建設に合わせて整備したものと平成 26 年に整備したものの 2 台の非常用発電設備があり、前者については地下埋設型の燃料タンク内の A 重油を、後者については非常用発電設備に内蔵されたタンクの軽油を使用するものである。</p> <p>このうち、令和 3 年に非常用発電設備と同時に整備した地下埋設型の燃料タンク内の A 重油については、庁舎ボイラー用の燃料と共用する設計としており、平時はボイラーとして消費した分だけ燃料を給油するため、燃料が貯蔵設備内に長期間放置され劣化するおそれがない。一方、平成 26 年に整備した非常用発電設備については、令和 3 年に新たに整備した非常用発電設備が使用できなくなった場合の代替機としての使用を予定していることと、2 つの非常用発電設備の管理を担当する部署が異なっていて統一した燃料のメンテナンスに関する対応が決まっていないことなどから、内蔵タンク内の軽油のメンテナンスを実施しておらず、現在、今後の対応について検討している。</p>

事例 2-(2)-⑤

<p>件 名</p>	<p>備蓄燃料の交換に当たり交換する燃料の処分方法や処分費用が課題となり、充てん・交換を実施していないもの</p>
<p>概 要</p>	<p>地方公共団体の中には、庁舎に整備している非常用発電設備用の備蓄燃料について、経年劣化を防ぐため、定期的に交換したいと考えているが、交換後の古い燃料の処分方法や廃棄費用が課題となり、取組が進んでいないものがみられる。</p> <p>具体的には、i) 非常用発電設備の整備から日が浅いため処分方法の具体的な検討が進んでいないもの、ii) 備蓄している燃料が大量であり、処分方法としての新たな活用先が見つからず、新たに充てんする燃料の費用負担も大きいため充てん・交換を実施していないもの、iii) 交換後の古い燃料を公用車等の燃料として活用したいと考えているが、非常用発電設備の燃料である軽油を再利用できるような公用車を所有していないため活用が難しいものなどがみられた。この中には、備蓄燃料の経年劣化対策を検討中のため、燃料貯蔵設備を満タンにすることなく少量の備蓄に留めているものもあった。</p>

事例 2-(2)-⑥

件名	備蓄燃料の交換に当たり交換する燃料の廃棄費用が大きな負担となっているもの
概要	<p>本地方公共団体では、庁舎に整備した非常用発電設備用の備蓄燃料について定期的な充てん・交換を実施しているが、燃料貯蔵設備から抜き取った燃料の廃棄費用が大きく負担となっている。</p> <p>本地方公共団体は、石油連盟の通知文や非常用発電設備の整備時における施工業者からの燃料の定期的なメンテナンスの必要性についての情報提供を受け、備蓄燃料の充てん・交換を実施している。現在、非常用発電設備用の燃料貯蔵設備には1万6,400ℓの軽油を備蓄しており、隔年で全量の交換を実施しているが、本地方公共団体では非常用発電設備以外に軽油を使用する設備がないため、抜き取った燃料を特別管理産業廃棄物として廃棄せざるを得ない状況にある。廃棄に当たっては約150万円（令和3年10月における本地方公共団体の直近受託業者の見積額）の費用が発生し、大きな負担となっている。</p>

事例 2-(2)-⑦

件名	非常用発電設備の稼働訓練時に備蓄燃料の全量を消費し、新たな燃料を充てんすることで定期的に燃料の交換を実施しているもの
概要	<p>令和元年に本地方公共団体の庁舎に整備した非常用発電設備用の燃料貯蔵設備内の備蓄燃料である軽油950ℓについて、夏季と冬季に実施する非常用発電設備を実際に稼働させる庁内防災訓練において全量を消費し、新しい燃料を充てんしている。</p> <p>庁内防災訓練は平日に実施し、訓練中は非常用発電設備の電力で全ての通常業務をまかなう。夏季と冬季では使用している軽油の種類が異なっており、直近の令和3年3月の訓練後に充てんした新しい夏季用の軽油の給油費用は約9万1,000円となっている。</p>

事例 2-(2)-⑧

件名	庁舎ボイラー用の燃料と非常用発電設備用の燃料を共用化し、平時にボイラーの使用に伴い消費した分の燃料を充てんすることにより燃料の交換を実施しているもの
概要	<p>庁舎に整備している非常用発電設備用の燃料を庁舎のボイラー用の燃料と共用できるように、非常用発電設備用と庁舎ボイラー用を兼用する設計の燃料貯蔵設備を整備している。夏季はボイラーを使用しないため燃料の消費はほとんどないが、冬季はボイラーの使用があるため、消費した分の燃料を定期的に充てんしている。</p> <p>非常用発電設備用と庁舎ボイラー用を兼用する燃料貯蔵設備を整備している地方公共団体の中には、庁舎の建設時に非常用発電設備と燃料貯蔵設備を同時期に設置し、設置時から燃料を共用できるように設計したものと、ボイラー用の燃料貯蔵設備をもともと整備しており、後から非常用発電設備を整備する際に燃料貯蔵設備を共用できるように改修したものがある。</p>

事例 2-(2)-⑨

件名	備蓄燃料の充てん・交換を実施し、交換する燃料を公用車等の燃料に活用しているもの
概要	<p>庁舎に整備している非常用発電設備用の備蓄燃料である軽油について、定期的に燃料の充てん・交換を実施している。交換する燃料は、地方公共団体が所有する除雪車や芝刈り機、貨物車、建設車両等の公用車・機械等の燃料として使用することで交換する燃料の廃棄及び廃棄費用の発生を防いでいる。</p> <p>このように非常用発電設備用の備蓄燃料を公用車や機械等に活用している地方公共団体の多くは、燃料貯蔵設備内の燃料について毎年や3～4年に一回といったように定期的な頻度を決めて全量あるいは一定期間で全量が入れ替わるよう計画的に充てん・交換を実施している。また、燃料を燃料貯蔵設備ではなく、使用期限の付された携行缶で備蓄しているものについても、使用期限が近づくと携行缶の備蓄燃料の全てを公用車・機械等に活用し、新たな携行缶の燃料を備蓄している。</p>

事例 2-(2)-⑩

件名	定期的に備蓄燃料の交換を実施し、交換する燃料を庁舎用ボイラーに活用しているもの
概要	<p>庁舎に整備した非常用発電設備用の燃料貯蔵設備内の備蓄燃料である A 重油について、交換のため定期的に全量を抜き取り、抜き取った燃料を庁舎のボイラーに活用している。そのため、交換する燃料を廃棄する必要がなく、燃料の廃棄費用は発生しない。庁舎のボイラーの燃料に活用している地方公共団体の中には、通常、庁舎のボイラーはペレットを燃料として稼働しているが、非常用発電設備の備蓄燃料の交換時には交換する燃料である A 重油を一時的にボイラーの燃料として使用しているものもみられる。</p>

事例 2-(2)-⑪

件名	備蓄燃料の交換を実施し、交換する燃料を地域内の小学校等の施設の暖房に活用しているもの
概要	<p>本地方公共団体では、燃料の経年劣化についての業者からの情報提供を受け、平成 27 年の庁舎建設時に設置した非常用発電設備用の燃料貯蔵設備内の備蓄燃料である重油 6,000ℓについて、毎年、全量の交換を実施している。</p> <p>燃料交換時には、燃料貯蔵設備内の燃料をポンプでくみ上げ、タンク車等で同地域内の小学校等に輸送し、暖房等に活用するため、廃棄費用は発生しない。令和 3 年 4 月に実施した燃料交換時には、約 52 万円の費用が発生している。</p>



事例 2-(2)-⑫

<p>件 名</p>	<p>備蓄燃料の交換を実施しており、交換する燃料を地域内の牧場施設等の設備に活用しているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、平成 21 年に設置した非常用発電設備用としてポリタンクで備蓄している軽油 216ℓについて、不定期で全量の交換を実施している。燃料交換時には、備蓄している軽油を本地方公共団体が管理する牧場施設や防災施設（防災井戸、防災無線基地局）で活用しており、廃棄費用は発生しない。交換の頻度については不定期である。</p>

事例 2-(2)-⑬

<p>件 名</p>	<p>燃料が経年劣化しにくくメンテナンス費用が掛からないことや、燃料調達のしやすさなどから、LP ガスや太陽光を燃料とする非常用発電設備を整備しているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>地方公共団体の中には、経年劣化しにくくメンテナンス費用が軽微で済むことや、災害時も含めて調達しやすいなどとして、LP ガスや太陽光と蓄電池を燃料とする非常用発電設備を庁舎に整備しているものがある。経年劣化しにくい燃料などであるため定期的なメンテナンスの必要性はないと判断している。</p>

事例 2-(4)-①

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際、非常用発電設備の操作を担当する職員が他業務への対応のために設備の操作を行うことができなかったもの</p>
<p>概 要</p>	<p>令和 3 年に本地方公共団体の庁舎に整備した非常用発電設備は、停電時には自動で起動する設計だが、万が一自動で起動しなかった場合に備え、1 年に 3 回の頻度で非常用発電設備の手動による起動・停止の操作方法及び常用電源との手動切替方法を職員がマニュアル等を参照しながら確認する予定としている。</p> <p>なお、本地方公共団体では、平成 30 年北海道胆振東部地震時には稼働に当たり手動による操作が必要な非常用発電設備を整備しており、発災時に庁内に一人しかいなかった防災担当職員が他業務対応のため設備の稼働作業に対応できず、急きょ前任の担当者が作業を行った経験があったため、職員の不在時にも対応できるよう令和 3 年に自動起動の非常用発電設備に改修した。</p>

事例 2-(4)-②

<p>件 名</p>	<p>非常用発電設備の稼働に係る一連の操作について訓練を実施していなかったため、災害時において非常用発電設備への燃料補給がスムーズに行えなかったもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、本庁舎に整備している非常用発電設備は停電時には自動で起動する設計であるとして、平時に手動による停止・再起動方法について確認する訓練を実施していなかった。</p> <p>しかしながら、平成 30 年北海道胆振東部地震時においても非常用発電設備は自動で起動はしたが、長時間稼働に係る燃料補給のためには非常用発電設備を一時停止させる必要があることがその時に分かり、手動による停止方法が分からなかったため、急きょ設備の保安を委託する電気保安協会から操作方法について電話及び対面にて説明を受けて設備の停止・起動操作を実施した。</p>

事例 2-(4)-③

<p>件 名</p>	<p>停電時には手動の操作により稼働する設計の非常用発電設備を整備しているが、過去の停電時に非常用発電設備の操作を経験した職員が複数いるとして操作方法の確認訓練を実施していないもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体の非常用発電設備は、停電時の稼働に当たり手動による操作が必要となる設計であるが、停電が頻発する地域であり、平成 30 年北海道胆振東部地震時にも非常用発電設備の手動稼働を経験した職員が複数いるとして、操作方法の確認訓練は実施しておらず、現在も実施に向けた具体的な検討には至っていない。</p>

事例 2-(4)-④

件名	停電時には自動で稼働する設計の非常用発電設備を整備しているとして、手動による設備の操作方法の確認訓練を実施していないもの
概要	本地方公共団体の非常用発電設備は、自動で停電時に起動、復電時に停止する設計となっているため、通常どおりに稼働すれば手動による操作は不要であり、定期的の実施している設備点検時の動作確認においても問題なく設備が自動で稼働することを確認しているなどとして、手動の操作方法を確認する訓練は実施していない。

事例 2-(4)-⑤

件名	非常用発電設備を新設後、操作方法を確認する訓練を一度実施したが、今後の訓練の実施について見通しが立っていないもの
概要	令和 3 年に新庁舎の建設に合わせて整備した非常用発電設備について、担当職員が設備を実際に手動で稼働させて操作方法を確認する訓練を本年度に一度実施した。この非常用発電設備は停電時に自動で起動する設計だが、設備の保安を委託している北海道電気保安協会の担当者の立会いの下、自動起動しないなどの不測の事態に備えて職員が手動での起動方法を確認した。 しかし、今後の訓練の実施について具体的な検討や調整には至っていない。

事例 2-(4)-⑥

件名	停電時には自動で稼働する設計の非常用発電設備を整備しているが、停電状態を作った上で、職員が手動による設備の操作方法を確認する訓練を実施しているもの
概要	令和 3 年に本地方公共団体の庁舎に新しく整備した非常用発電設備について、これまでに一度実施した設備点検の動作確認の際に、常用電源を停止させて災害時と同様の停電状態をあえて作った上で、災害時に設備の稼働に関わる担当職員が設備を実際に操作することで手動の操作方法を確認している。なお、動作確認は業務開始時間前の早朝 1 時間～1 時間半ほどの時間のみ実施するため、停電状態を作為しても通常業務への影響はなかった。今後も年に 1 回程度の頻度で停電状態での手動操作方法の確認訓練を実施する予定としている。 また、本地方公共団体に整備している非常用発電設備は通常、停電時には自動で起動する設計だが、自動起動しないなどの不測の事態に備え、設備の保安を委託している北海道電気保安協会の担当者立会いの下、本地方公共団体の担当職員が手動での起動方法を確認しており、災害時に確実に非常用発電設備を稼働させるための対策を講じている。

事例 2-(4)-⑦

<p>件 名</p>	<p>停電時には自動で稼働する設計の非常用発電設備について、停電状態を作った上で手動による設備の操作方法を目視確認しているが、災害時に的確に操作できるか不安を感じているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>平成 25 年に本地方公共団体の庁舎に整備した非常用発電設備は、停電時に自動で起動する設計となっており、1 年に一度実施している停電状態での設備点検の動作確認において、設備の保安を委託している北海道電気保安協会の担当者が設備を手動で稼働させる場面に災害時に設備の稼働に関わる本地方公共団体の担当職員が立ち会い、手動による操作方法を目視で確認している。</p> <p>いつ何が起こるか予測できない災害時において確実に非常用発電設備を稼働させるためには、非常用発電設備が自動で稼働する設計であっても、定期的に手動による操作方法の確認訓練を実施することが重要ではあるものの、本地方公共団体の担当者は保安協会の担当者による操作を目視で確認するのみである現状の確認方法では、実際の停電時に自動で非常用発電設備が起動しなかった場合に自身が手動で的確に操作できるかどうかについて不安を感じ、実際に職員が手動で設備を稼働させて操作方法を確認することについて検討している。</p>

事例 2-(4)-⑧

<p>件 名</p>	<p>非常用発電設備の操作訓練を実施しているが、今後訓練の参加者を増員することについて検討しているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>平成 21 年に本地方公共団体の庁舎に整備した非常用発電設備について、毎年、庁舎に常用電源を通電させたままの状態、職員がマニュアルを参照しながら設備を手動で稼働させる操作訓練に加え、3、4 年に一度の頻度で、非常用発電設備の保安を委託している北海道電気保安協会の担当者と災害時に設備の稼働に関わる本地方公共団体の担当職員が合同で、庁舎を停電させた状態で設備を手動で稼働させ、庁舎に通電させる訓練を実施している。なお、本地方公共団体に整備している非常用発電設備は停電時に手動による操作が必要なものであり、停電状態での訓練は、庁舎閉庁日や早朝などの通常業務に影響が出ない時間に実施している。</p> <p>上記のとおり、本地方公共団体では、災害時に確実に非常用発電設備を稼働させるための訓練を実施しているが、平成 30 年北海道胆振東部地震の停電時に非常用発電設備を操作した職員が異動してしまったため、非常用発電設備の取扱いを経験した職員が不在になったことで設備の稼働に対する不安を感じており、過去 3、4 名であった訓練の参加職員を今後の訓練では 7、8 名に増員し、より多くの職員に手動操作を経験させることを予定している。</p>

事例 2-(4)-⑨

<p>件 名</p>	<p>停電時には自動で稼働する設計の非常用発電設備について、停電状態を作った上で手動による設備の操作方法を確認する訓練を実施しているが、燃料補給なども含めた非常用発電設備の稼働に係る一連の流れなども確認できる部署横断的な総合訓練の必要性を感じているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>庁舎に隣接する施設に平成 8 年に整備した非常用発電設備について、1 年に 1 回、庁舎の常用電源を停止して停電状態を作為し、災害時に非常用発電設備の稼働に関わる担当職員が庁舎に非常用発電設備の電力を通电させるための分電盤の操作を実際に行う訓練を実施し、分電盤の操作方法を確認している。訓練は土日祝日等の閉庁日に実施するため、庁舎を停電させることによる通常業務への影響はない。</p> <p>本地方公共団体に整備している非常用発電設備は、停電時には自動で起動する設計だが、平成 23 年の東日本大震災をきっかけに庁内において非常用発電設備の操作訓練への意識が高まり、分電盤の手動操作方法について職員がマニュアル等を参照しながら実際に確認するようになった。</p> <p>本地方公共団体では、災害時に確実に非常用発電設備を稼働させるため、定期的に分電盤の操作の確認訓練を実施しているが、その一方で、災害時の電力確保に関する業務が多数の部署にわたっており、業務が細かく分断されていることによる部署横断的な知識・情報共有に課題を感じ、非常用発電設備の稼働に係る一連の流れなども確認できる部署横断的な総合訓練の必要性を感じている。例えば、非常用発電設備の管理・操作等の業務を担当する部署と非常用発電設備用の燃料供給に関する業務を担当する部署が異なるため、災害時に停電が長期化した場合、非常用発電設備を長時間にわたり継続運転するに当たって燃料の追加供給を依頼する際の燃料供給事業者への連絡のタイミングや非常用発電設備の燃料の補給場所（給油口等）への案内など、部署連携がうまくとれずに継続運転に必要な業務の流れが途切れる可能性が想定される。</p>

事例 2-(4)-⑩

<p>件 名</p>	<p>実際の災害時を想定して長時間にわたり停電状態を作った上で、備蓄燃料の全量を消費して設備の動作確認、停電・復電時の作業方法の確認、燃料供給等を行う総合的な防災訓練を実施しているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>令和元年に本地方公共団体の庁舎に整備した非常用発電設備について、毎年 2 回、庁舎の常用電源を停止して停電状態で行う庁内防災訓練の際に、災害時に設備の稼働に関わる担当職員が実際に手動で常用電源と非常用電源の切替を行い、切替操作方法を確認している。なお、本地方公共団体が整備する非常用発電設備は、停電時には自動で稼働する設計であり、庁内防災訓練においても設備は自動で起動している。</p> <p>令和 3 年 3 月に実施した庁内防災訓練では、地震発生により発電所の機能が停止して停電が発生し、復旧には 1 日以上のかかるとの想定の下、非常用発電設備の保安を委託している北海道電気保安協会の担当者及び非常用発電設備の設置業者が立ち会い、本地方公共団体の職員が手動で常用電源を停止させ停電の状態を作為した後、非常用発電設備が自動始動した際に庁舎内に正常に電力が供給され、通信システム等各システムに異常がないことを職員が確認した。さらに、非常用発電設備の電力のみで庁舎内の全ての業務をまかない、約 30 時間が経過した後、手動で常用電源の通電処置を行い通常の電力供給状態に復旧させた。また、訓練では備蓄燃料の全量を消費したため、燃料の供給業者に連絡し、燃料タンクへの満量の給油を実施した。</p> <p>なお、同庁内防災訓練において非常用発電設備を稼働させている間には、段ボールベッド等の防災備蓄品の使用要領等についての説明、展示、一部体験実習も実施した。</p> <p>同訓練は通常の業務時間内である平日 2 日間にわたって実施するものであったため、戸籍発行事務や職員のパソコン、L G W A N 等の通信機器に影響が出ないよう業者と協議の上、実施前には、訓練予定内容について文書を作成して庁内に回覧するとともに、電源切替前に庁内放送することにより庁内職員への事前周知を実施した。また、訓練の実施後には、i) 停電時及び復電時には庁舎内守衛室や電話交換室の配電盤の警報アラーム音と非常用発電機稼働表示灯の点灯を手動で消音（消灯）する処置が必要であること、ii) 常用電源に切り替えた後の非常用発電設備が停止するまでの時間、iii) 設備の燃料消費量、iv) 稼働可能時間といった訓練において確認できたことや教訓、訓練内容の詳細について記録書を作成している。</p>

事例 2-(4)-①

<p>件名</p>	<p>非常用発電設備について、毎年実施する設備の定期点検時にマニュアルを見ながら設備の手動による操作方法を確認しているもの</p>
<p>概要</p>	<p>平成 27 年に本地方公共団体の庁舎に整備した非常用発電設備について、毎年実施している設備の定期点検時において、非常用発電設備の前で設備のマニュアルや本地方公共団体で独自に作成した写真付きの操作方法のマニュアル等を参照しながら目視により設備の手動による起動等の操作方法を確認している。また、2 年に一度の頻度で実施している燃料の充てんの際に、非常用発電設備の設置業者から改めて設備の操作方法についての保安教育を受け、職員のみでの確認ではわからなかった点や気になる点について質疑応答を実施している。なお、本地方公共団体に整備している非常用発電設備は、停電時には自動で起動する設計だが、万が一自動起動しないなどの不測の事態に備えて職員が手動での起動方法を確認している。</p>

事例 3-(1)-①

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際に、燃料が不足するおそれがあったことを踏まえ、協定を締結しているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、地方石油業協同組合に加盟している 10 か所の事業者と平成 31 年以降に順次、災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>当該協定を締結するに至った経緯は、平成 30 年北海道胆振東部地震の際は、4 日間程度の停電が発生したものの、燃料がひっ迫することはなかったが、停電がさらに長期に及んだ場合、自ら貯蔵している燃料はなくなり、その時点で取引のある事業者に依頼しても調達することが難しく、燃料が不足していた可能性があるため、協定を締結することにより、災害時に優先的に燃料を調達できるように仕組みを整えた。</p> <p>なお、当該組合とではなく、組合に加盟する 10 か所の事業者と個別に締結している理由は、組合に依頼を行ったとしても最終的には、組合に加盟している事業者が派遣されるため、直接事業者へ依頼を行った方が迅速と判断しているためである。</p>

事例 3-(1)-②

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際に、平時の取引先から燃料を調達することできず、業務に支障が出るおそれがあったことを踏まえ、協定を締結しているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、地域内に所在する 3 事業者と平時から燃料の取引をしており、災害時における燃料の優先供給に関する協定を締結することなく、災害時も平時と同様に 3 事業者に依頼して燃料を調達することとしていた。</p> <p>しかし、平成 30 年北海道胆振東部地震の際は、いずれの事業者も停電により燃料貯蔵施設から燃料をくみ上げることができず、タンクローリーに残っている分のみ供給できるという状況となり、停電が長時間に及ばなかったため、本地方公共団体が備蓄していた分で対応可能であったが、停電が長期化していた場合、燃料が調達できなかった。</p> <p>このため、上記の状況を踏まえ、災害時に燃料をより確実に調達するため、地方石油業協同組合と平成 31 年に燃料供給協定を締結している。</p> <p>なお、現在、地域内に所在する 3 事業者のうち 2 事業者については、停電時でも燃料のくみ上げができるように改修を行っている。</p>



事例 3-(1)-③

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際に、燃料が不足するおそれがあったことを踏まえ、協定を締結しているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、地域内に所在する石油販売業者の団体と平成 31 年に災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>当該協定を締結するに至った経緯は、平成 30 年北海道胆振東部地震の際、非常用発電設備に使用する軽油については、平時から取引している業者から調達することができたが、公用車等に使用するガソリンについては、特に優先的に調達できるような仕組みもなく、地域住民と一緒に事業者のガソリンスタンドに並んで供給を受けた。これらについては、たまたま調達することができたもので、今後の災害時には場合によっては調達できない又は調達に時間を要するなどのおそれがあるため、協定を締結することにより、あらかじめ定めた手続に基づいて災害時に燃料の供給を依頼し、確実に調達することができるように仕組みを整えた。</p>

事例 3-(1)-④

<p>件 名</p>	<p>業務が多忙のため協定締結のための検討が進んでいないもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、災害時における燃料の優先供給に係る協定について、業務が多忙であるために検討が進められず、現時点で締結には至っていない。また、平時に取引している事業者との間で、災害時に燃料をより確実に調達するための事前策等も特に講じられていない。</p> <p>なお、平成 30 年北海道胆振東部地震の際には、平時に燃料の取引を行っている地域内の 2 事業者はいずれも自家発電設備等が整備されておらず、停電により燃料のくみ上げができない状態にあったが、結果として、停電が長期化しなかったこともあり、備蓄していた燃料で対応できた。同地震後、当該事業者から停電時でも対応できるよう改修する旨の説明があったが、調査日時時点で、本地方公共団体によるその状況確認は行われていない。</p>

事例 3-(1)-⑤

件名	業務が多忙のため協定締結のための検討が進んでいないもの
概要	<p>本地方公共団体では、地域に所在している 3 事業者と災害時における燃料調達について具体的な取決めは行っていないが、平時の取引の中で災害時の協力をお願いしていることもあり、実際に災害が発生した際には当該事業者から調達できるものと判断し、災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結していない。</p> <p>しかし、平成 30 年北海道胆振東部地震の発生を踏まえ、今後大規模な災害が発生した際に、地域に所在する事業者からだけでは燃料を調達することが難しくなることも想定されるとして、当該事業者が加盟する地方石油業協同組合と協定を締結しなければならないと考えてはいるが、業務が多忙のためその検討が進められず、現在まで協定の締結に至っていない。</p> <p>なお、平成 30 年北海道胆振東部地震の際は、各事業者において、地域全体に燃料を行き渡らせることを目的に、1 人 10ℓまでという給油制限をかけていたため、本地方公共団体で必要な分については調達することができた。</p>

事例 3-(1)-⑥

件名	業務が多忙のため協定締結のための検討が進んでいないもの
概要	<p>本地方公共団体では、災害時にも平時に取引している事業者から燃料を調達できると判断していたが、平成 30 年北海道胆振東部地震の発生を踏まえ、今後起き得る大きな災害の際にも確実に調達できるよう、書面という形で災害時の燃料調達についてルール化し、事業者と共有しておきたい考えている。しかし、業務が多忙のためにその検討が進められず、災害時における燃料の優先供給に係る協定の締結にまでは至っていない。</p> <p>なお、平成 30 年北海道胆振東部地震の際は、地域の事業者と災害時における取決めは行っていなかったが、事業者のガソリンスタンドにおいて、燃料を求める行列などはできておらず、問題なく必要分の燃料を調達している。</p>

事例 3-(1)-⑦

件名	業務が多忙であるほか、協定を締結する方法が分からないために協定が未締結となっているもの
概要	<p>本地方公共団体では、i) 業務が多忙であり検討する時間が設けられないこと、ii) 協定を締結するに際して協定の相手方との手続、手続後の事務処理などの複雑さが懸念されること、iii) そもそも協定の相手方との協定締結までの方法・進め方が分からないため、災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結していない。</p> <p>しかし、平成 30 年北海道胆振東部地震の際は、停電時間が短かったために燃料の調達の必要がなく特に支障はなかったものの、平時から燃料の取引を行っている地域内の 3 事業者はいずれも自家発電設備等が整備されておらず、停電時には燃料のくみ上げができないため、停電が長期化した場合には、地域内で燃料を調達できない状況となっている。</p>

事例 3-(1)-⑧

<p>件 名</p>	<p>業務が多忙であるほか、協定の相手方をどこにすればよいか分からないために協定が未締結となっているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、業務が多忙のために検討する時間がないことのほか、平時から取引している事業者と締結すべきなのか、それとも複数の事業者が加盟する団体と協定を締結すべきなのか判断に迷っているため、災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結していない。</p> <p>なお、当該地域には 3 事業者が所在し、うち 2 事業者と本地方公共団体は平時から取引を行っている。この 2 事業者のうち 1 事業者は自家用発電設備等を整備しており、平時からの取引のない 1 事業者も自家用発電設備等を整備し、いずれも停電時においても対応できる状態となっている。</p> <p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際には、燃料の確保が必要であると予想されたため、事前に自家用発電設備等を整備している 2 事業者へ連絡を行い、平時からの取引がない事業者については一般客用に開放し、もう一方の平時からの取引がある事業者については役所用として開放してもらうよう依頼し、その協力を得ている。このため、本地方公共団体では燃料を必要分確保することができ、燃料不足となることはなかった。</p>

事例 3-(1)-⑨

<p>件 名</p>	<p>協定の相手方をどこにすればよいか分からないために協定が未締結となっているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結していない。その理由は、以前から農業協同組合と災害時における物資の協定を締結しているが、</p> <p>i) 平成 30 年北海道胆振東部地震の際に、同組合が当該協定で対象としていなかった非常用発電設備の燃料についても協定を拡大解釈して協力的に供給を実施し、うまく機能したこともあり、あえて協定を締結しなくてもよいのではないかと考えていること、また、</p> <p>ii) 仮に協定を締結するとしても、農業協同組合とは平時から燃料の取引を行っている関係もあり、今後の関係性を懸念して、農業協同組合と新たな形で燃料の優先供給の協定を締結するか、それとも北海道から案内があった地方石油業協同組合と締結するか決めかねている。</p>

事例 3-(1)-⑩

<p>件 名</p>	<p>事業者との間で災害時における燃料の供給体制が構築されているとして、協定を締結する必要はないと判断しているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、平時から取引のある 1 事業者に対して、災害時においても燃料を供給してもらえるよう口頭でお願いしているため、当該事業者から燃料を確実に調達できるとして、災害時における燃料の優先供給に関する協定を締結する必要はないと判断している。</p>

事例 3-(1)-⑪

<p>件 名</p>	<p>事業者との間で災害時における燃料の供給体制が構築されているとして、協定を締結する必要はないと判断しているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体は、平時から取引のある 4 事業者との調達契約の中に、災害時における特別な契約事項を明記しているわけではないが、平時の取引の中で優先供給についての確認・体制がとれているため、災害時における燃料の優先供給に関する協定を締結する必要はないと判断している。</p> <p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際は、停電が長期間に及ぶ懸念もあり、災害対策本部を設置し、必要な燃料などの物資の整理を行ったのち、事業者において必要な量の燃料を取り置いてもらった。当該事業者には自家用発電設備等はなく、停電により燃料のくみ上げが手動となってしまったが、重要施設における停電からの復旧が早く、燃料が著しく消費されるようなことはなかったため問題はなかった。</p>

事例 3-(1)-⑫

<p>件 名</p>	<p>北海道と北海道石油業協同組合連合会との協定を活用して災害時にも燃料調達ができるとして、協定を締結する必要はないと判断しているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、非常用発電設備の燃料として A 重油を使用しており、地域内に A 重油を取り扱っている事業者がないため、地域外の大規模な事業者等へ依頼することとなるが、災害時にはその依頼先業者から燃料を調達することは困難と考えている。このため、災害時に保有している燃料で足りない場合は、北海道と北海道石油業協同組合連合会との協定の中で、本地方公共団体の庁舎が優先的に燃料供給を受けられることができる重要施設として指定されていることから、当該協定を活用して燃料を調達することができるとして、個別に事業者や地方石油業協同組合と災害時における燃料の優先供給に関する協定を締結する必要はないと判断している。</p>

事例 3-(1)-⑬

<p>件 名</p>	<p>他の事業者からの心証が悪くなることを気にして、協定を締結していないもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結していない。その理由は、以前、地域内に 4 か所ある事業者のうち 1 事業者から当該事業者が加盟している石油業協同組合との協定を締結しないかという申出があったが、他の事業者との付き合いもある中で、1 か所のみと協定を締結すると他の事業者からの心証が悪くなり、災害時などに協力を得にくくなる可能性があるのではないかと考え、当該申出を断っている。</p>

事例 3-(1)-⑭

<p>件 名</p>	<p>地域振興の面から地元事業者との取引を優先しているため、地方石油業協同組合等と協定を締結していないもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結する場合には、地方石油業協同組合などの団体と締結する必要があると考えているが、地域内に所在する 3 事業者ともそうした団体には加盟しておらず、災害時に協定が適用される場面となっても地域内の事業者が活動することがないことから、地域振興の面を考慮し、協定を締結していない。</p> <p>なお、本地方公共団体は、災害時には、平時からの燃料の取引がある地域内の 3 事業者から燃料を調達することを考えているが、当該 3 事業者は自家発電設備が整備されておらず、停電時には燃料のくみ上げができない状況となっている。平成 30 年北海道胆振東部地震の際は、停電が長時間に及ばなかったため、燃料の調達の必要がなく、問題は生じなかった。</p>

事例 3-(1)-⑮

<p>件 名</p>	<p>災害時にも自ら所有するガソリンスタンドで燃料を確実に調達できるとして、協定を締結していないもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、以下の理由により、災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結していない。</p> <p>当該地域は、ガソリンスタンドが 3 か所以下という「SS 過疎地」であり、災害対策や生活インフラ整備の観点から、本地方公共団体がガソリンスタンドを所有し、民間の事業者を指定管理者として指定することにより、平成 29 年に開所した。当該ガソリンスタンドでは、平時は一般客へ燃料を販売しているが、災害時には役場などの重要施設のみへ供給するようにするとともに、燃料の確保が確実にできるよう自家用発電機を整備し、停電時にも燃料のくみ上げができるように対策を講じている。</p> <p>さらに、地域の 2 事業者も、災害時には、一般客への売出しの制限を事業者の判断において実施することとしており、平成 30 年北海道胆振東部地震の際も、事業者側から一定量の燃料を確保しておくとの連絡があり、実際に確保してもらっていた。</p>

事例 3-(1)-⑯

<p>件 名</p>	<p>事業者と取り決めている災害時の協力体制について、双方の担当者が代わっても引き継がれていくよう協定書として確認しているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体は、令和 3 年に災害時における燃料の優先供給に係る協定を地方石油業協同組合と締結している。</p> <p>本地方公共団体でそれまで協定を締結していなかった理由は、協定締結前から地域内の事業者と特別な取決めではないが、口頭で災害時における燃料供給に関する協力体制について取り決めており、あえて協定書として取り交わす必要はないと判断していたことによる。なお、平成 30 年北海道胆振東部地震の際は、2 日ほど停電したが、非常用発電設備に使用する燃料が不足することはなかったため、調達を必要とする場面はなかった。</p> <p>しかし、その後、上記のような協力体制はできていたものの、協定書という形に残しておいた方が、双方の担当者が代わったとしても協力体制があることを互いに把握できるため、締結に至った。</p>

事例 3-(2)-①

<p>件 名</p>	<p>平成 30 年北海道胆振東部地震の経験を踏まえて、事業者との協定内容の見直しを考えているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体は、平成 24 年に地方石油業協同組合と災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結しているが、平成 30 年北海道胆振東部地震の際に、他の大型施設や住民からの燃料のニーズが高まったため、協定に基づき組合から燃料の供給を受けることが困難な状態となった。</p> <p>本地方公共団体では、協定に基づく燃料の調達ができなかったことを受け、協定内容の見直しを検討している。具体的な検討内容としては、区域内の事業者や近隣市町村と相談の上、災害時に事業者がどれくらいの量の燃料を保有しており、それに対して各重要施設ではどのくらいの燃料を必要とするか、さらには、住民はどれくらい燃料が必要となるかといった需要と供給の量を把握し、これに基づいて、どの事業者からどの重要施設にどれくらいの量の燃料を供給するかあらかじめ役割分担を決めておくという「燃料供給パートナー制度」の導入を検討している。なお、本地方公共団体では、こうした制度を導入するためにどのように需要と供給の量を把握し、役割分担を決めていけばよいのか、さらには制度導入に向けた懸念点やそれに対する解決策などが分からず、検討が進んでいない状態となっている。</p>

事例 3-(2)-②

<p>件 名</p>	<p>協定に基づき依頼を行ったが、供給されなかったもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体は、平成 24 年に災害時における燃料の優先供給に係る協定を地方石油業協同組合と締結している。</p> <p>本地方公共団体は、地域内に平時から取引を行っている事業者が、4 か所存在しており、平成 30 年北海道胆振東部地震の際、まず当該 4 事業者へ燃料の供給依頼を行ったが、いずれも自家用発電設備等を整備していないことにより、燃料をくみ上げることができなかったため、次に協定に基づき同組合に対して依頼を行ったものの、同組合が所管している地域で、自家用発電設備等を整備している事業者の数が限られていることに加え、住民等からの燃料のニーズが高まったため、燃料の供給ができないという状況であった。最終的には同組合からではなく、自衛隊から燃料を調達することができ、同組合からの燃料は電力が復旧した後に調達することができた。</p>

事例 3-(2)-③

<p>件 名</p>	<p>協定に基づき依頼を行ったが、燃料の供給を受けられなかったり、供給に時間を要したもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、地方石油業協同組合と平成 25 年に災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結しており、平成 30 年北海道胆振東部地震の際、協定に基づき燃料供給を依頼したが、平時の取引に比べて燃料の確保に時間を要した。また、庁舎における燃料の確保は最終的にでき、業務に支障等は発生しなかったが、他の施設への燃料の供給はされなかったところがあった。</p>

事例 3-(2)-④

件名	協定に基づき依頼を行ったが、円滑に供給されなかったもの
概要	<p>本地方公共団体は、地方石油業協同組合と平成 24 年に災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>本地方公共団体では、平成 30 年北海道胆振東部地震の際に、協定に基づき地域内の 3 事業者に対し、燃料供給の依頼を行った。最終的には、当該 3 事業者から必要分の燃料の供給を受けることができたが、1 事業者から必要量の供給を受けることができず、また、供給を受けるのに平時より時間を要するなど円滑に供給されなかった。</p> <p>これを踏まえ、同地震後、組合に対し、内容を精査し実効性のある協定にするため協定内容を新たに見直したい旨の打診をしているものの、以降連絡がなく、今後の話し合いの中で、協定内容の見直しを行った上で、依頼の手順や手順を踏まえた燃料の供給訓練を検討していく予定。</p>

事例 3-(2)-⑤

件名	協定に基づき依頼を行ったが、供給に時間を要したもの
概要	<p>本地方公共団体では、地方石油業協同組合と平成 9 年に災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際に、協定に基づき燃料供給を依頼したが、本地方公共団体の重要施設（本庁舎以外の施設）へなかなか給油されず、最終的には給油してもらえたものの、迅速に対応してもらえなかった。本地方公共団体では、迅速に対応してくれなかった理由として、当該施設は重要施設ではあるものの、優先的に供給すべきものではないと組合が判断していたのではないかと推測している。</p>

事例 3-(2)-⑥

件名	協定を締結しているが、優先的に供給を受けることができなかったもの
概要	<p>本地方公共団体は、地域内の 5 事業者と平成 24 年に災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。5 事業者のうち、ガソリンスタンドは 1 事業者しかなく、残り 4 事業者は燃料の販売のみを行っているため、緊急対策車両や公用車は当該ガソリンスタンドにおいて、燃料の調達を行う必要がある。</p> <p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際は、公用車への給油に当たり、協定に基づき給油を依頼したが、実際には優先的に供給を受けることができず、一般車両と同様に列に並び供給を受けた。最終的には、当該ガソリンスタンドへの行列は長蛇に及ぶものではなかったため、業務に支障が出ることなく供給を受けることはできた。本地方公共団体では、優先的に供給されなかった理由として、協定は自動更新されていくため、毎年の確認行為などがなく、事業者と間に意識の差が出ていることにあるのではないかと考えている。</p>



事例 3-(2)-⑦

<p>件 名</p>	<p>協定に基づき燃料を確実に調達するための仕組みを整備しているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体は、地方石油業協同組合と平成 9 年に災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>本地方公共団体では、北海道経済産業局が支援し、地域の燃料の供給体制を整備する目的で、「地域における災害時の円滑な燃料供給体制推進会議」を設置している。</p> <p>同会議では、災害時の円滑な燃料供給体制として、燃料供給事業者から燃料を供給するための仕組み作りについて協議がなされ、地域内における重要施設の燃料の油種、タンク容量等を組合に共有し、重要施設と対応事業者を 1 対 1 の関係で紐付け、事業者の対応が難しい場合は組合がバックアップすることとしている。本地方公共団体では、各事業者から平時においてどれだけの燃料を保有しているかといった情報の提供を受けている。</p> <p>なお、北海道経済産業局が支援し、管内市町村と当該地域を所管している釧根地方石油業協同組合が合同で、情報伝達訓練に加えて、重要施設の担当者と同組合員が連携し、燃料の給油を行う訓練を実施している。</p>

事例 3-(3)-①

件名	協定の相手方としてふさわしい相手が見当たらず苦慮していたもの
概要	<p>本地方公共団体は、令和元年に当該地域の地方石油業協同組合と災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>それまでは、協定の相手方として、停電時でも燃料のくみ上げができるかなど必要な要件を具備している事業者が分からなかったため、協定を締結していなかった。</p> <p>しかし、その後、災害時における円滑な燃料供給体制の構築を目的とした、北海道経済産業局の支援により、根室振興局管内の1市4町が参画している「根室モデル」の設置を契機に、1市4町における燃料供給事業者リストが作成された。そのリストには、根室管内の事業者における停電時の燃料のくみ上げの可否等の情報が入っていたため、これを基に協定の締結に至った。</p>

事例 3-(3)-②

件名	相手方の対応能力を確認し、協定を締結したもの
概要	<p>本地方公共団体は、地域内に燃料供給事業者が3か所存在しているが、平成30年北海道胆振東部地震の際は、3か所全てにおいて、停電により燃料をくみ上げることができず、1事業者だけタンクローリーに残っている分のみであれば供給できるという状況となった。停電が長時間に及ばなかったため、本地方公共団体では、備蓄していた分に対応可能であったが、停電が長期化していた場合、燃料が調達できなかった。</p> <p>このため、上記の状況を踏まえ、災害時における燃料の優先供給に関する協定の締結について検討し、地域内の3事業者のうち2事業者において、停電時でも燃料をくみ上げることができる自家発電設備が整備されたことを確認した上で、平成31年に当該事業者が加盟している地方石油業協同組合と協定を締結した。</p>

事例 3-(3)-③

件名	協定に基づき依頼を行ったが、供給されなかったもの
概要	<p>本地方公共団体は、平成29年に地方灯油・重油部会と、平成25年に地方石油業協同組合と災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>平成30年北海道胆振東部地震の際、地域内の公立病院において燃料が不足しそうになり、組合等に燃料の依頼を行ったところ、担当する事業者を調整して決めた上で折り返し連絡してもらうこととなったが、一向に連絡が来ず、再度連絡したところ配送が難しいとのことで、協定の相手から燃料を調達することはできなかった。本地方公共団体では、この理由として、停電時でも対応できる事業者が限られていたこと、さらにその限られた事業者に一般客が殺到して行列等が発生し、燃料を配送するためのスタッフやタンクローリーが出払ってしまうなどにより、対応できなかったのではないかと分析している。このため、協定の活用をあきらめ、平時から取引している部会等に加えしていない事業者へ依頼し燃料を確保した。</p>

事例 3-(3)-④

<p>件 名</p>	<p>相手方の事業者とは平時からの取引がなく、給油場所などの情報を事前に共有していなかったため、燃料供給までに時間を要したもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体は、地方石油業協同組合と平成 20 年に災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>平成 30 年北海道胆振東部地震発生後、丸一日が経過した頃に、浄水場の非常用発電設備の燃料が残り約 2 日間でなくなってしまうことが分かり、当該協定に基づき、当該組合に急ぎょ燃料の供給を依頼した。その際、夜間での依頼となってしまったため、平時から取引を行っている事業者が営業しておらず、組合加盟の別の事業者へ依頼することとなったが、浄水場は市街地から離れたところに所在しており、平時の取引のない事業者であることに加え、夜間での対応であったことで、施設への進入ルートが分かりづらく、浄水場の担当者が事業者を浄水場まで案内することが必要となり、燃料供給までに時間を要した。</p>

事例 3-(3)-⑤

<p>件 名</p>	<p>災害時における依頼手順を定めていなかったため、燃料の供給を受けるまでに時間を要したもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体は、地方石油業協同組合と平成 24 年に災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>本地方公共団体は、平成 30 年北海道胆振東部地震の際に、協定に基づき、組合に加盟する地域内の 3 事業者に対して燃料供給の依頼を行ったが、同事業者に供給依頼する一般客も多かったため、供給を受けるのに時間を要した。今回のように地域内の事業者から円滑な調達が困難であるような場合には、事業者が加盟する組合に連絡を行うことにより、他の地域の事業者を派遣してもらうなどの対応をとることも可能であったが、当時はこうした対応に必要な互いの体制表や連絡手順のようなものを定めておらず、地域内の事業者からの供給を待つという対応しかとれなかった。</p>

事例 3-(3)-⑥

<p>件 名</p>	<p>協定の相手方との連絡手段が一つしかないため、災害時に燃料の調達が困難になるおそれがあるもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体は、平成 24 年に地方石油業協同組合と災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。当該組合との災害時の連絡手段については、固定電話による連絡のみとなっているため、停電の影響や通信回線の断線により固定電話が使用できなくなるような場合には、燃料を依頼することができず、燃料不足によって非常用発電設備が停止してしまうおそれや災害対応への遅れが生じるおそれもある。本地方公共団体では、現段階では特段の措置を講じていないが、今後は組合の担当者の携帯電話の連絡先も把握し、非常時における連絡手段とすることを検討する必要があると考えている。</p>

事例 3-(3)-⑦

件名	協定の相手方との連絡手段が一つしかないため、災害時に燃料の調達が困難になるおそれがあるもの
概要	<p>本地方公共団体は、地方石油業協同組合と平成 26 年に災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>本地方公共団体の地域内には組合加盟の 1 事業者が所在しており、平時における取引及び災害時における取引も当該事業者へ依頼を行うこととしている。災害時に当該事業者が被災するなどして調達が困難であるような場合には、組合に連絡して加盟する他の事業者を派遣してもらうことになるが、組合への連絡手段は固定電話によるもののみとなっており、通信回線が断線した場合には組合に燃料を依頼することができず、燃料の調達が困難になるおそれがある。</p>

事例 3-(3)-⑧

件名	協定を締結しているが、どの事業者からどのように燃料が輸送されるか決まっていな
概要	<p>本地方公共団体は、平成 22 年に地方燃料販売業組合と災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>本地方公共団体は、平時には地域内の 3 事業者と取引を行っており、災害時においてもまずは当該 3 事業者へ燃料供給を依頼することとしている。ただし、当該 3 事業者から燃料の調達ができなかった場合には、協定に基づき組合に依頼することとしているものの、組合に加盟している事業者を把握しておらず、どの事業者からどのように燃料供給されるのか具体的な流れについて決まっていない。</p>

事例 3-(3)-⑨

件名	複数の相手方と協定を締結しているが、その依頼の順番等を決めていないもの
概要	<p>本地方公共団体は、8 か所の燃料供給事業者等と災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>本地方公共団体では、平時には地域内の 1 事業者と取引をしており、災害時にも当該事業者に燃料供給を依頼することとしているが、当該事業者が被災するなどして調達が困難であるような場合には、複数の協定の相手方の中から、燃料の供給依頼先を決めることになるが、依頼の順番や手順等を作成していない。</p>

事例 3-(3)-⑩

<p>件 名</p>	<p>協定に基づき依頼を行う事業者が平時の取引先と異なる可能性があるものの、訓練を実施していないもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体では、平成 24 年に地方石油業協同組合（以下「協同組合」という。）及び地方燃料販売同業組合（以下「同業組合」という。）とそれぞれ災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>本地方公共団体は、平時には協同組合へ燃料供給の依頼を行い、同組合において事業者を調整して派遣し、燃料を供給している。また、災害時も同組合へ同様の方法で依頼することを想定しているため、平時から燃料の取引の中で、給油場所への進入ルート of 道路幅、給油を行う際の給油口のサイズ等の情報を事業者と共有しているとして訓練を実施していない。しかし、もう一方の協定の相手方である同業組合とは、平時における取引は行っていないため、給油場所への進入ルートの道路幅等の情報が事前共有されておらず、被災等により協同組合から燃料を調達することができない場合には、タンクローリーが進入できない等の問題が生じるおそれがある。</p>

事例 3-(3)-⑪

<p>件 名</p>	<p>毎年、協定の相手方と行う情報共有の中で、対応能力の確認を行っているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体は、地方石油業協同組合と平成 20 年に災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>本地方公共団体では、毎年 4 月、i) 同組合に災害時に設置される対策本部の組織図、ii) 地域内における組合加盟事業者及び非加盟事業者の一覧、iii) 組合加盟事業者における大型及び小型タンクローリーの台数並びに自家用発電機の設置の有無、iv) 平日の連絡先のほか、日祭日、夜間における連絡先について記載されている、災害時における供給体制表を共有している。</p>

事例 3-(3)-⑫

<p>件 名</p>	<p>迅速に燃料の調達ができるよう災害時における燃料供給マニュアルを作成し、全地方公共団体に示しているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>北海道は、毎年一回、北海道内の重要施設の情報整理を行うこととし、各振興局を通じ、地方公共団体に対し情報の提供及び更新を依頼している。その依頼資料において、災害時における「優先的な燃料供給のフロー」を示している。その中には、i) 平時における取引先への依頼、ii) 自力調達が困難な場合、協定を締結している石油業協同組合や燃料供給事業者へ依頼、iii) i) 及び ii) での対応が困難な場合、北海道への依頼を行うこととし、それぞれの要請の手順について記載している。また、依頼後から給油完了までの手順等についても記載している。</p>

事例 3-(3)-⑬

<p>件 名</p>	<p>協定の相手方であるガソリンスタンドにおいて、非常用発電機を稼働させ、円滑に給油が行えるよう訓練を実施しているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体は、平成 23 年に地方石油業協同組合と災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>本地方公共団体は、平成 30 年北海道胆振東部地震の際、協定に基づき、公用車への給油を行おうとしたが、給油を待つ行列ができていたため、一般車両と同様に並び給油することとなり、優先的に供給を受けることができなかった。その経験を踏まえ、災害対応の遅れを回避するため、公用車に「災害従事車両」と書かれたステッカーのようなものを貼り、優先車両か一般車両か明確にすることとした。</p> <p>その上で、道内全域に及ぶ停電を想定し、協定の相手方であるガソリンスタンドにおいて、非常用発電機を稼働させ、円滑に給油が行えるよう知識の習得及び発電機の操作の習熟を目的とした訓練を実施している。当該訓練で、実際に公用車に「災害従事車両」のステッカーを貼付し、当該車両に給油を行う訓練も実施した。</p>

事例 3-(3)-⑭

<p>件 名</p>	<p>災害時において、燃料供給要請を円滑に行うために訓練を行っているもの</p>
<p>概 要</p>	<p>本地方公共団体は、北海道（各振興局）を主体として、振興局管内の市町村と当該地域を所管している石油業協同組合と合同で、平時の燃料供給事業者からの供給が困難となったことを想定し、本地方公共団体から振興局へ依頼を行う情報伝達訓練を行っている。各振興局において、毎年 1～2 か所の市町村を選定し、協定の締結の有無にかかわらず全ての市町村を対象に実施できるようにしている。当該訓練において、必要事項を記入した燃料の要請シートを事前に FAX で送付し、電話で振興局職員が当該シートに基づき、施設情報等や現在の燃料残量、そのほか、残量での設備の稼働時間、荷姿等の具体的な情報の再度確認を行い、その上で振興局から組合へ連絡、組合から燃料供給事業者へ連絡を行い、燃料供給事業者から本地方公共団体へ連絡という手順で行っている。</p>

事例 3-(3)-⑮

件名	災害時に迅速に燃料を調達できるよう、業務の見直しや組織再編を行ったもの
概要	<p>本地方公共団体では、平成 24 年に地方石油業協同組合と災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>平成 30 年北海道胆振東部地震の際は、職員数の少ない防災担当の部局に協定に係る業務も含め様々な業務が集中したことに加え、燃料供給事業者等に関する情報の整理が不十分であったため、どのガソリンスタンドが組合に加盟しているのか、どのガソリンスタンドが停電時でも対応可能なのかといった基本的な情報をすぐに把握することができず、迅速に対応できなかった。</p> <p>そのため、部内の業務の見直し及び組織再編を行い、防災担当に業務が集中しないよう業務の振り分けを行い、協定に関する業務全般は契約会計部門が対応することとなった。また、災害時における連携体制強化を図るため、平時から団体との取引を行い、連絡を取る体制を整えている。</p>

事例 3-(3)-⑯

件名	協定締結後、相手方の対応能力の確認を行っているもの
概要	<p>本地方公共団体は、地方石油業協同組合と平成 27 年に災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>本地方公共団体は、平成 30 年北海道胆振東部地震後、「災害時給油体制緊急事業費補助金」(注 1) の活用により、当該地方公共団体の地域内の事業者が自家発電設備等を整備し、「北海道地域サポート SS」(注 2) の指定を受けたことを契機に、北海道が毎年度公表している「道内の自家発電設備保有ガソリンスタンド (SS) 一覧」を確認し、停電時でも燃料のくみ上げに対応ができるか把握している。</p> <p>(注) 1 災害時における石油製品の安定供給体制の確保に資するよう、北海道内において、新たに自家発電設備を備えることにより、地域の燃料供給拠点としての役割を果たす給油所を運営しようとする揮発油販売業者等に対して、自家発電設備を導入する際の費用を予算の範囲内で補助したもの</p> <p>2 「災害時給油体制緊急整備事業費補助金」(H30、R1) により、災害時における石油製品の安定供給の確保のため、揮発油販売事業者等が行う自家発電設備等の整備に対し支援を行い、当該補助金を活用した全道 210 箇所の SS を「北海道地域サポート SS」として指定したもの</p>

事例 3-(3)-⑰

件名	平成 30 年北海道胆振東部地震の経験を踏まえ協定の相手方を追加したもの
概要	<p>本地方公共団体は、平成 24 年に地方石油業協同組合と災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。また、平成 30 年北海道胆振東部地震の経験を踏まえ、令和 2 年に、農業協同組合を協定の相手方として追加した。</p> <p>本地方公共団体では、平成 30 年北海道胆振東部地震の際に燃料がひっ迫した状況に陥ったわけではないが、地震による停電が長期化することにより、組合からの調達だけでは上下水道処理施設等における非常用発電設備の燃料が不足するおそれがあり、より確実に燃料を確保することが重要であるという危機認識から協定の相手方を追加している。</p>

事例 3-(3)-⑱

件名	地域内の事業者だけでは十分でないとして、地域外の事業者との協定締結も検討しているもの
概要	<p>本地方公共団体は、平成 24 年に地方燃料販売組合と協定を締結している。</p> <p>本地方公共団体では、地域内に当該組合加盟の事業者が 2 か所存在しており、いずれも停電時でも燃料の調達が可能となっていて、災害時には当該事業者に協力してもらう体制としているが、当該 2 事業者が同時に被災した場合も想定して、隣接する地方公共団体に所在する事業者との協定締結も検討している。なお、現在協定に基づき災害時に協力してもらうこととなっている 2 事業者は、平時からの取引関係にあり、地域外の他の事業者との協定を新たに締結することは、当該 2 事業者との取引に問題が生じるおそれがあると考え、新たな協定についての検討作業が進んでいない。</p>

事例 3-(3)-⑲

件名	重要施設の情報を集約し、当該情報を事前に団体及び事業者へ共有しているもの
概要	<p>本地方公共団体は、地方石油業協同組合と平成 25 年に災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>本地方公共団体は、根室地域における燃料の供給体制を整備することを目的とした根室モデル（詳細は事例 3-(3)-①参照）の設置を契機に、本地方公共団体の行政区域内の重要施設の情報を集約することとなった。ここには、非常用発電設備に使用する給油油種等の基本情報のほか、施設前の道路幅や入口門扉幅などタンクローリー等が入ることができるかどうか等を確認することを目的とした具体的な情報を地方石油業協同組合と共有している。</p>

事例 3-(3)-⑳

件名	災害時に迅速に対応するため、協定の相手方と事前に詳細な情報を共有しているもの
概要	<p>本地方公共団体は、地方石油業協同組合と平成 20 年に災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>本地方公共団体では、災害時において、ライフラインの確保及び災害時対応を迅速に対応するため、行政区域内の重要施設の非常用自家発電設備等一覧表を作成し、毎年度当初に組合と共有している。この一覧表には、発電設備等に使用する油種、タンクの容量、24 時間当たりの使用燃料、1 時間当たりの使用燃料のほか、施設ごとの複数の緊急連絡先、燃料の補給間隔の目安や各施設の所在地を地図付きで示している。</p>



事例 3-(3)-㉑

件名	迅速に燃料の調達ができるよう災害時における燃料依頼の手順をマニュアルとして作成しているもの
概要	<p>本地方公共団体は、地方石油業協同組合と平成 21 年に災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>本地方公共団体は、平成 30 年北海道胆振東部地震を契機に、当該組合と平成 31 年、協定を円滑に実行するための「災害時における燃料供給マニュアル（燃油）」を策定している。当該マニュアルでは、停電でも燃料のくみ上げが可能な事業者をリスト化し、当該事業者の保有する燃料について、供給依頼の手順のほか、災害時における様々な場面を想定し、携行缶に給油したものを職員が重要施設に自ら配送したり、事業者がタンクローリーで配送したりするなどの具体的な対応のフローなどを整理している。</p>

事例 3-(3)-㉒

件名	非常用発電設備の稼働訓練後に、燃料供給事業者へ燃料供給の依頼を行い、その手順の確認も行っているもの
概要	<p>本地方公共団体は、令和元年に災害時における燃料の優先供給に係る協定を地方石油業協同組合と締結している。</p> <p>本地方公共団体は、毎年、庁舎の非常用発電設備の稼働試験及び庁内防災訓練を実施しており、非常用発電設備を実際に 28 時間 30 分連続稼働させて、災害時に支障等なく稼働できるように訓練で確認している。また、当該訓練の実施後、使用した燃料分を供給するため、地域内の燃料供給事業者へ依頼を行い、協定に基づく燃料の供給手順の確認も行っている。</p>

事例 3-(3)-㉓

件名	協力関係を構築するため、平時の取引が少ない協定相手と取引の回数を増やしているもの
概要	<p>本地方公共団体は、地方石油業協同組合と令和 2 年に災害時における燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p> <p>本地方公共団体は、平成 30 年北海道胆振東部地震後、地域内の事業者と協定を締結するための検討を進めていたが、相手方の候補先が閉業したため、締結を見送っていた。その後、組合加盟の事業者が新たに地域内で開業したため、同組合と協定を締結している。</p> <p>新たに開業した燃料供給事業者は、軽油及び灯油の二種類のみ取り扱っており、令和 2 年に本地方公共団体に整備した非常用発電設備の燃料として一度、軽油を調達したが、それ以降は調達していない。協定は締結しているものの、平時の取引が少ないといざというときに協力が得られないおそれもあるため、公用車や発電機などに使用するガソリン燃料の取引を近隣の地方公共団体にある本社を通じて、本地方公共団体内の当該事業者へ配送してもらい取引を行っている。</p>